

議案第十九号

三朝町公営企業の管理者の設置に関する条例の設定について

次のとおり三朝町公営企業の管理者の設置に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。



昭和五十一年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾壹年参月拾九日

原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町公営企業の管理者の設置に関する条例

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条ただし書の規定に  
基づき、水道事業及び国民宿舎事業を通じて管理者一人を置く。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。